

埼玉県警察本部訓令第3号

交通事故処理班の運営に関する訓令を次のように定める。

昭和58年2月24日

埼玉県警察本部長

交通事故捜査班の運営に関する訓令

(概要)

本訓令は、交通事故捜査班（警察署の交通事故捜査に専従する係をいう。）の運営に関し、

- 任務
- 勤務制、勤務時間、勤務計画
- 警察署長の措置
- 備付簿冊

等について定めている。